

一般財団法人ユニオン奨学財団

第1回奨学生募集のご案内

一般財団法人ユニオン奨学財団は、社会に役立つ夢を持った、学業・人物共に優秀でかつ健康であって学資の支弁が困難な学生に対する奨学援助を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

第1回の募集のため、1年生のみならず、在校生でも応募可能です

- ✦ 支給額：月額3万円を正規の最短就業年限まで（最長6年）
 - ・返済の必要はありません
- ✦ 応募資格：以下の各項目にいずれも該当すると認められる者
 - ・分野問わず、社会に役立つ夢を持った学生であること
 - ・学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること
 - ・関東地方に所在する大学に在籍する者
 - ・日本国籍を有していること
 - ・2020年4月1日現在、22歳以下であること
 - ・支給期間中、当財団が定めるレポート等を期日までに提出できる者
 - ・支給期間中、当財団の行事に積極的に参加できる者

*関東地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
*大学を対象（短期大学、大学校、高等専門学校の専攻科・別科等は含みません）

- ✦ 募集人数：30名程度
- ✦ 応募方法：財団ホームページを確認の上、必要書類を郵送ください
- ✦ 受付期間：2020年4月1日～5月末（本財団必着）

✦ 問い合わせ先

お問い合わせは、ホームページのお問い合わせフォームよりお願いいたします。

一般財団法人ユニオン奨学財団ホームページ

<https://www.unionzaidan.or.jp/>



一般財団法人ユニオン奨学財団の概要

一般財団法人ユニオン奨学財団は、ユニオングループの創業者である小檜山 隆氏が設立いたしました。

ユニオングループは1985年より不動産の開発事業や管理運営、ホテルの運営など、不動産に関する総合的な事業を枠にとらわれない柔軟な発想のもとグローバルに展開しています。

設立：2018年5月15日

理事長：小檜山 隆

ユニオンサポート株式会社 代表取締役

ユニオンキャピタル株式会社 代表取締役

ユニオン・シティサービス株式会社 代表取締役

一般財団法人ユニオン奨学財団 奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ユニオン奨学財団（以下「この財団」という）の定款第4条の規定に基づき奨学金の給付等を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 大学とは、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に定める大学をいう。なお短期大学、大学校、高等専門学校の専攻科・別科、大学院は含まないものとする。
- (2) 奨学金とは、奨学生に給付する学資金をいう。
- (3) 奨学生とは、この財団の奨学金の給付を受けて学ぶ学生をいう。

(資格)

第3条 この財団の奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 分野問わず、社会に役立つ夢を持った学生であること
- (2) 学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること
- (3) 関東地方に所在する大学に在籍する者

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金の給付期間は、大学等に入学したときから、その者の在学する大学等の正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、特別の事情が認められる者にあつてはこの限りでない。

- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額3万円とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生の申請手続き)

第5条 奨学金受給を志願する者は、以下の書類を財団に提出して申込を行うものと

する。

- (1) 書類送付書
- (2) 願書
- (3) 作文
- (4) 誓約書
- (5) 在学校の在学証明書
- (6) 成績を証明する書類
- (7) 住民票
- (8) 課税(所得)証明書(住民票記載の全員分)

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、この財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を応募者に対し通知するものとする。
- 3 奨学生は、奨学生願書に記載した内容に重要な変更が生じた場合には直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 奨学生は、所定の期日までに以下の書類をこの財団に提出するものとする。期日を過ぎても書類が提出されない場合、この財団は採用を取り消すことができる。
 - (1) 振込口座届
 - (2) 誓約書

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、月額を3か月ごとに交付するものとする。ただし、採用初年度についてはこの限りではない。

- 2 奨学金は、直接本人に振込して交付するものとする。

(学業成績及びレポートの報告)

第8条 奨学生は、毎年、成績証明書、在学証明書及び財団所定のレポートを理事長に提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 長期欠席(3カ月以上の欠席をいう)、休学、復学、転学または退学したとき

- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し、または長期欠席したときは、その事由の発生した月の翌月から奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業または操行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第11条 理事長は、前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、その願い出のあった月の翌月から奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 在学校の学籍を失ったとき
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還請求)

第14条 理事長は、奨学生が第10条及び12条に該当した場合には、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- 2 既に奨学金の給付を満了した奨学生について、第10条及び12条の事実が発覚した場合についても、理事長は奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

(反社会的勢力の排除)

第15条 以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人と本人の保護者及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第4章 補 則

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

書類送付書

貴財団の奨学生として採用していただきたく関係書類を添えて提出いたします。

氏名 _____

書類に不足が無いように、説明を良く確認の上、本状も同封ください。

同封した書類については()に○をつけてください。

【本人の記載が必要な書類】 ※全ての書類は黒のボールペン(消えないもの)にて記載下さい。

同封物は○

- () 1. 願書
記載例を参考に、希望者本人が記入下さい。
証明写真の添付が必要です。
- () 2. 作文「私が将来やりたいこと」
所定の原稿用紙を使い、字数制限を守り、本人が記入ください。
- () 3. 誓約書
内容を良く読み理解の上、本人と身元保証人(保護者)の両方が署名捺印下さい。

【添付書類】 ※すべて原本となります

同封物は○

- () 4. 在学校の在学証明書の原本
- () 5. 成績を証明する書類として以下の原本
1年生の方: 高等学校在学期間の成績証明書
1年生以外の方: 大学在学期間の学業成績証明書
- () 6. 住民票の原本
世帯全員が分かるもの。マイナンバーの記載が無いものを提出ください
- () 7. 平成31年度(平成30年分)所得課税所得証明書の原本
住民票記載の全員分を提出ください

願 書

年 月 日

一般財団法人 ユニオン奨学財団
理事長 小檜山 隆 殿

貴財団の奨学生として採用していただきたく、願書を提出いたします。
下記に記入した事項については相違ありません。

証明写真貼付

6か月以内に撮影
裏面に氏名と
生年月日を明記

(1) 本人に関する事項

氏名	フリガナ	男 ・ 女	
		生年月日	年 月 日(満 歳)
住所	フリガナ		
	〒	—	
メールアドレス			
電話番号	自宅(— —)	携帯(— —)	
在学学校名	学校名	学部・学科等	学年
	卒業時の学年について () 年制大学		※4年制の方は「4」 6年制の方は「6」と記載ください

(2) 身元保証人(保護者)に関する状況

氏名	フリガナ	男 ・ 女
		生年月日 年 月 日(満 歳)
住所	フリガナ	
	〒	—
電話番号	自宅(— —)	携帯(— —)

(3) 家族の状況

身元保証人(保護者)の方についても、同一世帯の場合には記載ください

氏名	続柄	年齢	職業(勤務先)/学校名

(4) 家庭事情 (現在の経済的な状況等を具体的に記入ください)

誓約書(応募時)

一般財団法人 ユニオン奨学財団

理事長 小檜山 隆 殿

私は、貴財団の「一般財団法人ユニオン奨学財団奨学金募集要項」の内容を確認し、理解し、同意した上で奨学生に申し込みをいたします。

1. 私は、貴財団の「個人情報保護方針」の内容を確認し、理解し、同意しています。また、本申請に関する個人情報を財団が事業の目的の範囲内で第三者に提供することに同意いたします。
2. 私は、選考の結果及び審査の内容に対して不服申し立てを行いません。
3. 私は、奨学生として採用された場合は以下の義務が発生することを理解しています。
 - (1) 毎年、書類を提出すること(成績証明書、在学証明書、財団指定のレポート)
 - (2) 移動届出等の重要な事象が発生した場合には報告を行うこと
 - (3) 奨学生のため行なう行事について出席し、奨学生間の意識高揚、親睦に努めること
4. 私は、奨学生として採用された後、以下の様な場合には、貴財団が奨学金交付の休止・停止及び廃止または返還請求を行うことができることを理解しています。その場合、私は貴財団の決定に従う義務があり、この義務は奨学生としての活動を満了した後であっても継続することを理解しています。
 - (1) 書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (2) 在学校の学籍を失ったとき
 - (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
 - (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
5. 私と、私の保護者及び生計を一にする家族は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員である者などの反社会的勢力ではないことを誓います。
6. 私は、奨学生として採用された際は、貴財団の募集要項及び奨学金規程に従い、その責務を果たすことを誓約いたします。

年 月 日

本人

自署押印

印

身元保証人(保護者)

自書押印

印